野村アセットマネジメント株式会社　御中

（株）野村総合研究所

資産運用サービス開発二部

2013年12月4日

**消費税率変更の影響について（管理会計システム）**

1. はじめに

2013年10月1日の政府閣議決定により消費税率の改定が決まりました。消費税率について、2014年4月1日より5%から8%に引き上げられるこ

とが予定されています。管理会計システム（データ収集システム）では、投信外部委託顧問料の算出において消費税額の計算を行うため、消費税率が変更になった場合の影響について調査を実施致しました。

1. 調査結果
2. 消費税率の変更について

管理会計システムでは、消費税率を2種類で管理しております。

・消費税率テーブル（履歴管理あり）

・計算確認書用の消費税率テーブル（履歴管理なし）

上記はいずれもSEメンテ作業（NRI作業）による更新となります。（ユーザー様での更新は不可）

1. 消費税率の利用機能について

消費税率を利用する機能は下記の通りです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 対象機能 | 対象項目 | 参照する税率テーブル | 税率適用の考え方 |
| 1 | 外部委託顧問料  計算確認書 | 1. 投資顧問料支払額に掛かる消費税額 | 計算確認書用の消費税率テーブル  （履歴管理なし） | 専用テーブルにて管理の税率を適用する  ※計算期間が2014年3月31日までの確認書でも、  税率テーブルに8%を登録している場合は8%で計算を行う。  別紙「sample\_計算確認書5%.xls」参照 |
| 2 | 外部委託顧問料  財務会計帳票 | 1. 未払額に掛かる消費税額 2. 当月外部委託顧問料に掛かる消費税額 | 消費税率テーブル  （履歴管理あり） | 作成基準月の税率を適用する  例）税率8%を適用日「2014年4月1日」で登録した場合  作成基準日が2014年3月の場合は5%で計算  作成基準日が2014年4月の場合は8%で計算  別紙「sample\_財務会計帳票5%.xls」参照 |
| 3 | 財務会計システム  接続ファイル  (InputTemplateシステムA) | 1. 外部委託顧問料（確定額）に掛かる消費税額 | 消費税率テーブル  （履歴管理あり） | 履歴管理している消費税率で最も新しい税率を適用する。  ※税率8%を適用日「2014年4月1日」で登録した場合、  すべての消費税額が8%で計算される  別紙「sample\_共通インターフェースファイル.xls」参照 |

以上